

交差点番号10桁化のお知らせ

現在、道路情報便覧に収録されている道路の交差点（便覧収録交差点）には6桁の交差点番号が割り振られていますが、交差点番号の飽和状態を解消するため、平成19年1月9日より『交差点番号を10桁』に移行します。

変更点は、以下のとおりです。

【申請書作成の変更点】

以下の対象者は、平成19年1月9日より下記の方法に変更になります。

対 象 者	入 力 方 法
申請支援システムの「デジタル地図」で経路を作成し申請書を作成されている方	変更ありません。(従来とおりの方法です) (但し、地図上に表示される交差点番号は10桁で表示されます)
申請支援システムの「交差点番号」で経路を作成し申請書を作成されている方	「6桁⇔10桁変換ツール」で6桁の番号を10桁に変換して入力してください。 (6桁の交差点番号は入力できません) (「6桁⇔10桁変換ツール」はPRサイトよりダウンロードできます)
「電子申請システム(※1)」及び「電子申請書作成システム(※2)」で申請データ(bin)を作成し、申請支援システムにて読み込み、申請書を作成されている方	変更ありません。(従来通りの方法です) (システムが自動的に「FD読み込み」時に交差点番号を10桁に変更します)

(※1) (財) 日本道路交通情報センターで販売している、従来の特殊車両通行許可申請用FDを作成するシステムです。

(※2) 国土交通省で無償配布している、従来の特殊車両通行許可申請用FDを作成するシステムです。

【許可証の変更点】

交差点番号の10桁化のため、平成19年1月9日以降に発行する許可証については、当面「6桁の場合」と「10桁の場合」があります。